

固定資産税(償却資産)申告の手引き

富士吉田市

I 償却資産の申告について

1 申告していただく方

工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸し付けなど、事業を行っている会社や個人の方で、毎年1月1日現在において償却資産を所有されている方です。

- (1) 償却資産を他に賃貸している方
- (2) 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- (3) 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方
- (4) 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- (5) 償却資産の所有者がわからない場合、使用している方
- (6) 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人(テナント)等の方

※償却資産を所有されていない方は「該当資産なし」として申告をお願いします。

※廃業・移転・合併等で全ての資産が減少した方も、減少の申告をお願いします。

2 提出する書類

(1) 必ず提出していただくもの

- ①「償却資産申告書」
- ②「種類別明細書」

(2) 次に該当する資産がある場合に提出いただくもの

- ① 課税標準の特例がある資産を所有されている場合・・・ 課税標準特例該当資産届出書兼明細書、事実を証明する書類
- ② 非課税資産を所有されている場合・・・ 非課税適用届出書、事実を証明する書類
- ③ 短縮対応年数を適用された場合・・・ 国税局長の承認通知書(写)
- ④ 増加償却をされた場合・・・ 税務署長への届出書(写)
- ⑤ 減免該当資産を所有されている場合・・・ 減免申請書、事実を証明する書類

※これらの書類を提出する場合は、申告書の「18備考」欄に添付書類の名称を記載してください。

3 企業の電算処理により申告をされる場合

電算処理により申告されている方は、毎年度、全資産申告の形式が必要です。

償却資産申告書	<ol style="list-style-type: none">① 全国統一様式(第26号様式)により、記載事項の全てを記載してください。② 評価額(木)の欄を必ず記載してください。
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	<ol style="list-style-type: none">① 次の項目は必ず記載してください。 ・資産の種類・資産の名称・数量・取得年月・取得価額・減価残存率・耐用年数・価額・特例率(該当の場合)・増加事由(1~4)② 税政改正等により耐用年数を変更された資産がある場合は、改正年、改正前及び改正後の耐用年数をそれぞれ記載してください。③ 減少した資産のリストを種類別明細書に添付してください。

4 提出書類一覧表

		申告書	種類別明細書 (増加・全資産)	備考
初めて申告される方	資産所有	○	○	
	資産なし	○		申告書中の「18 備考(添付書類等)」に「該当なし」と記載
前年度までに申告されている方	①取得・移動による受け入れ・未申告資産がある場合	○	○	
	②売却・滅失・移動・修正	○	○	
	上記①と②がある場合	○	○	
	増減なし	○	○	申告書中の「18 備考(添付書類等)」に「増減なし」と記載
	廃業・解散・転出	○		申告書中の「18 備考(添付書類等)」に廃業等の日付を記載
	電算申告をしている方	○	○	

II 償却資産のあらまし

1

(1)次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ① 償却済資産(耐用年数が経過した資産)
- ② 建設仮勘定で経理されている資産
- ③ 改良費(資本的支出:新たな資産の取得とみなし、本体とは区別して取り扱います。)
- ④ 遊休資産(いつでも稼働できる状態にある資産)
- ⑤ 未稼働資産(未だに稼働していないが、すでに完成している資産)
- ⑥ 福利厚生のために供するもの
- ⑦ 借用資産(リース資産)で、契約の内容が割賦販売と同様である資産
- ⑧ 取得価格が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産

(2)少額の減価償却資産の取扱い

耐用年数が1年以上で、取得価格(1個又は1組当たり)が10万円以上の資産

	取得価額	国税の取扱い	固定資産税(償却資産)の取扱い
個人の場合 (平成11年1月1日以後に取得した資産)	10万円未満	必要経費	申告対象外
	10万円以上	3年間一括償却	申告対象外
	20万円未満	減価償却	申告対象

	20万円以上	減価償却	申告対象
法人の場合 (平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産)	10万円未満	損金算入	申告対象外
		3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
20万円以上	減価償却	申告対象	

※「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度」により30万円未満の減価償却資産(合計額300万円まで)を必要経費又は全額損金算入した場合は、申告対象となります。

(3) 申告の対象とならないもの

- ① 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
- ② 無形減価償却資産(特許権・営業権・商標権・ソフトウェア等)
- ③ 繰延資産(開業費・試験研究費等)
- ④ 棚卸資産(貯蔵品・商品等)
- ⑤ 書画・骨とう(ただし、複製のようなもので装飾的な目的にのみ使用しているものは申告対象です。)
- ⑥ 生物(ただし、観賞用・興行用等の生物は申告対象です。)
- ⑦ 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの。(平成20年4月1日以後契約分)

2 償却資産の主な種類について

資産の種類		細目 (例)	
第1種	構 築 物	土 地 に 定 着 し た 土 木 設 備	広告塔、門、外灯、構内舗装(駐車場の舗装路面も含む)、煙突、緑化施設等
	建物附属設備	建 物 附 属 設 備	変電設備、蓄電池電源設備、建物から独立した諸設備等 *詳しくは6ページ【4 建築設備の家屋と償却資産との区分について】をご参照ください。
		建物の所有者と異なる者(テナント等)が施工した設備	店舗内造作設備、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備、空調設備等
第2種	機 械 及 び 装 置	製 造 機 械 設 備	電気機器製造設備、食品加工設備、金属製品製造設備、その他物品製造・加工・修理等に使用する機械及び装置等
		土 木 建 設 機 械	建設機械に該当する大型特殊自動車(ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「0」、「00」～「09」、「000～099」のもの。)ブルドーザー、パワーショベル等
		工 作 機 械	旋盤、フライス盤、ボール盤等
		搬 送 設 備	クレーン、コンベアー等

		そ の 他 設 備	ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、洗車業用設備、機械式駐車設備等
第3種	船	船	モーターボート等
第4種	航	空 機	ヘリコプター等
第5種	車 両 及 び 運 搬 具		大型特殊自動車のうち建設機械以外のもの(ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「9」、「90」～「99」、「900～999」のもの。)、構内運搬車等
第6種	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品		机、いす、キャビネット、金庫、電子計算機、陳列ケース、複写機、看板、医療機器、理容又は美容機器、冷暖房用機器、娯楽用器具、厨房用品、切削工具、測定工具等

3 業種ごとの主な償却資産の例

業 種	課税対象となる主な償却資産
各 業 種 共 通	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、フェンス、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、その他
小 売 店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、その他
飲 食 店	接客用の家具及び備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、その他
理 容 業 ・ 美 容 業	理・美容いす、洗面設備、消毒殺菌機、タオル蒸器、テレビ、サインポール、看板、その他
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、看板、その他
医 院 ・ 歯 科 医 院	各種医療機器(ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CTスキャン、歯科診療用ユニット)、各種キャビネット、待合室用いす、その他
工 場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備、その他
建 設 業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー、大型特殊自動車(ナンバープレートを取得している場合は分類番号「9」、「90」～「99」、「900～999」、「0」、「00」～「09」、「000～099」のもの。)、その他
パ チ ン コ 店 ゲ ー ム セ ン タ ー	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシン、両替機、玉貸機、カード発行機、防犯監視設備、その他
自 動 車 修 理 業	旋盤、ボール盤、プレス、溶接機、オイルクリーナー、グラインダー、ドリル、ホーニング、コンデンサー、その他
ガ ソ リ ン ス タ ン ド	オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、ジャッキ、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャンピー、消火設備、その他
金 属 加 工 業	旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、せん断機、溶接機、グラインダー、取付工具、切削工具、その他

不動産貸付業	金属造・コンクリート造の塀、立体駐車場の機械部分及びターンテーブル、側溝、発電機設備、中央監視装置、駐車場舗装、門、塀、共同住宅の附帯設備（駐車場、門、フェンス、植栽、外構など）、その他
駐車場業	屋外照明設備、舗装路面、門、塀、柵、駐車場用機械設備、料金精算装置、その他
農業	農業用建物（ビニールハウスや倉庫等で、家屋として評価されないもの）、農耕用車両（小型特殊自動車を除く）、農業用機械設備、農業用器具、その他
印刷業	各種印刷機、活字製造機、裁断機、その他

◎農耕作業用トレーラに対する軽自動車税種別割の課税について（重要）

令和元年 12 月 25 日付け国土交通省告示第 946 号による道路運送車両法施行規則別表第 1 の変更により、これまで償却資産として固定資産税の対象であったものが、軽自動車税（種別割）の課税対象となりました。

課税対象となる農耕作業用トレーラの判断基準

農耕トラクタのみによりけん引され、農地における肥料・薬剤等散布、耕うん、収穫等の農耕作業や農耕機械等の運搬作業を行うために必要な構造を有する被けん引自動車。

（運搬用トレーラやマニュアルスプレッド（堆肥散布機）等の、最高速度 35 キロメートル未満の農耕トラクタにけん引される農耕作業用トレーラが該当となります。）

4 建築設備の家屋と償却資産との区分について

固定資産税における取扱いでは、家屋に施した建築設備のうち、家屋の所有者が所有するもので、家屋に取り付けられ構造上家屋と一体となり、家屋自体の効用を高めるものについては、家屋として評価しますが、それ以外（構造的に簡単に取り外しが可能なもの等）については償却資産として取り扱われます。

ただし、家屋に含める資産であっても、テナント等が取り付けした家屋の附帯設備（特定附帯設備）は、償却資産としてテナント等が申告をする必要があります。（次ページ【5 テナント等が取り付けした家屋の附帯設備（特定附帯設備）の課税について】を参照してください。）

附帯設備（建築設備）の家屋と償却資産の区分について

区分	家屋に含めるもの （固定資産（家屋）評価基準にあるもの）	家屋に含めないもの （償却資産となる可能性のあるもの）
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> 電灯コンセント配線設備 蛍光灯用器具、白熱灯用器具 出退表示設備 呼出信号設備 自動車管制装置 盗難非常通報装置 電話配線設備 電気時計配線設備 	<ul style="list-style-type: none"> 自家用発電設備 受変電設備 ネオンサイン スポットライト、投光器 家屋と分離している屋外照明設備 分電盤より外側の配線 電話機、電話交換機 親時計、子時計 中央監視装置 LAN 配線
給排水衛生設備	<ul style="list-style-type: none"> 給水設備（受水槽を含む） 排水設備 中央式給油設備 	<ul style="list-style-type: none"> 屋外給水管、屋外配水管 配管のない瞬間湯沸器 独立した煙突、給水塔

	<ul style="list-style-type: none"> 衛生設備 	
ガス設備	<ul style="list-style-type: none"> ガス設備(配管、バルブ、ガスカラン) 	<ul style="list-style-type: none"> メーターより外側の配管
空調設備	<ul style="list-style-type: none"> 空調設備 冷暖房設備 換気設備、換気扇、天井扇 	<ul style="list-style-type: none"> ルームエアコン
運搬設備・清掃設備	<ul style="list-style-type: none"> 気送管設備 事務用ベルトコンベアー設備 エレベーター 小荷物専用昇降機 エスカレーター 窓ふき用ゴンドラ 	<ul style="list-style-type: none"> 工場用ベルトコンベアー 垂直型搬送機
特殊設備	<ul style="list-style-type: none"> 固定椅子 金庫扉 	<ul style="list-style-type: none"> 取り外しの容易な簡易間仕切り 夜間金庫 機械式駐車場
屋外設備	<ul style="list-style-type: none"> 鉄骨等の非常階段 ポーチ テラス 	<ul style="list-style-type: none"> 自転車置場 簡易物置

* 一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

5 テナント等が取り付けした家屋の附帯設備(特定附帯設備)の課税について

家屋の所有者以外の者(テナント等)が取り付けした家屋の附帯設備(内部仕上・床仕上・天井仕上・電気設備・給排水設備・ガス設備等)で、事業の用に供することができる資産については、償却資産としてテナント等に課税されるため、申告が必要となります。

附帯設備(建築設備)の家屋と課税区分及び納税義務者について

	取付者	附帯設備	課税区分	納税義務者
①	家屋所有者 (ビル賃貸業)	内部・床・天井の仕上げ、電気設備、給排水設備、ガス設備	家屋	家屋所有者 (ビル賃貸業)
②	家屋所有者 (ビル賃貸業)	受変電設備	償却資産	家屋所有者 (ビル賃貸業)
③	テナント事業者	看板	償却資産	テナント事業者
④	テナント事業者	内部・床・天井の仕上げ、電気設備、給排水設備、ガス設備	償却資産	テナント事業者

6 リース資産と納税義務者

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している方に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業をしている方に申告していただく場合があります。大きく分類すると、リース資産の契約に応じて次のように申告していただきます。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
----------	-----------	-----------

通常の賃貸借契約によるリース資産 (所有権移転外ファイナンス・リースなど)	× (申告不要)	○ (資産の所在する市(町村)へ 申告)
売買にあたるようなリース資産	○ (自己の資産として申告必要)	× (申告不要)

※平成19年度の税制改正により平成20年4月1日以降に締結した所有権移転外ファイナンス・リースについては、所得税・法人税法における所得の計算上、売買取引として取り扱うよう変更されていますが、固定資産税(償却資産)においては、従前のおり所有者である賃貸人(リース会社等)が申告する必要があります。

※「売買にあたるようなリース」とは、ファイナンス・リースのうちリース期間経過後にその資産を無償または名目的な対価によって譲渡、または無償と変わらない名目的な再リース料で再リースする条件のリース取引です。

※割賦販売により購入した資産は、所有権が売主に留保されている場合(所有権留保付売買)においても、原則として買主の方が申告することになります。

※平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価格が20万円未満のものは申告対象外です。

7 取得価額における消費税の取扱い

償却資産の取得価額は、原則として国税の取扱いの例によって算定します。したがって次の表のとおり取扱うこととなります。

事業者の区分	法人税又は所得税における固定資産の取得に係る取引の経理方式	償却資産の取得価額における消費税の取扱い
免税事業者	税込経理方式	取得価額に含める
課税事業者	税抜経理方式	取得価額に含めない
	税込経理方式	取得価額に含める

8 国税の取扱いとの比較

償却資産に対する課税について、国税の取扱いと比較すると次のとおりです。

項目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度	暦年(賦課期日制度)
減価償却の方法	定率法、定額法の選択制度 【定率法の場合】 ・平成24年4月1日以降に取得された資産は「定率法(200%定率法)」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は「定率法(250%定率法)」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用	一般の資産は定率法 (減価率は11ページの表を使用します)
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(1/2)
圧縮記帳の制度	認められます	認められません ※1
特別償却、割増償却	認められます	認められません

増 加 償 却	認められます	認められます
耐用年数の短縮 ※2	認められます	認められます
評価額の最低限度	備忘価額(1円)まで	取得価額の100分の5(5%)
改良費の評価方法	原則として区分評価	区分評価
少額の減価償却資産 (使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の資産)	損金算入が可能	損金算入したものは課税対象外 (本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象)
一括償却資産 (取得価格が20万円未満の減価償却資産)	3年間で損金算入が可能	損金算入したものは課税対象外 (本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象)
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例制度 (租税特別措置法)	損金算入が可能	認められません

※1 圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価格の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額としてください。

※2 耐用年数の短縮とは、減価償却資産について、法令で定められた短縮事由のいずれかの事由によって、その資産の実際の使用可能期間がその資産の法定耐用年数に比べて著しく短くなる場合、あらかじめ納税地を所轄する国税局長の承認を受けることにより、その資産の使用可能期間を耐用年数として、早期に償却することが出来る制度のことです。

Ⅲ 償却資産の評価について

1 償却資産の評価と課税について

(1) 納税義務者

賦課期日(毎年1月1日)現在における償却資産の所有者が、納税義務者となります。

(2) 価格の決定

固定資産評価基準により、課税対象の全償却資産一品ごとに取得価額を基礎として取得後の経過年数・耐用年数に応じて定率法による減価償却計算をし、「評価額」を算出し価格を決定します。

この価格に不服のある方は、公示の日から納税通知書の交付を受けた日後90日までの間、審査の申し出をすることが出来ます。

評価額の計算方法

前年中に取得した資産	取得価額 × (1 - <u>減価率 ÷ 2</u>)
前年前に取得した資産	前年度評価額 × (1 - 減価率)

* は、小数点第4位を四捨五入 *減価率については次ページの表を使用します。

◎次年度以降の算出方法

次年度以降は、前年度評価額に減価率を乗じて得た額を控除して計算します。

2年目・3年目・・・と計算して得た評価額が取得価額の5/100に相当する額を下回る場合には、取得価額の5/100に相当する額を評価額とします。

(3) 税額の計算方法

$$\boxed{\text{課 税 標 準 額 (1000 円未満切り捨て)}} \times \boxed{\text{税 率 (1.4\%)}} = \boxed{\text{税 額 (100 円未満切り捨て)}}$$

※ 課税標準額とは富士吉田市内に所在する資産の価格(課税標準の特例が適用される場合は、決定価格に特例率を乗じたもの)の合計です。(1,000円未満切り捨て)

(4) 免税点

課税標準となるべき額が、150万円に満たない場合は課税されません。

ただし、申告書の提出は必要です。

なお、免税点の判定は、資産の所在する市町村ごとに行います。

【例えば】

A市所在の資産の合計課税標準額が1,457,000円 → A市では課税されません

B市所在の資産の合計課税標準額が1,589,000円 → B市で課税されます

IV その他

虚偽の申告及び不申告について

申告すべき事項について、正当な事由がなく申告しなかった場合には、地方税法第386条及び富士吉田市税条例第77条の規定により過料を科せられることがあります。

また、申告すべき事項について虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科せられることがあります。

申告内容の確認調査について

申告書の受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条に基づいて電話でのお問い合わせや資料提供のご依頼、実地調査を行っておりますので、その際にご協力をお願いいたします。

また、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。上記の調査に伴い、資産の申告もれ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いすることがありますので、ご了承ください。

V 償却資産 Q&A

1 遊休資産、未稼働資産

Q 償却資産の要件の一つとして「事業の用に供することができる資産」とありますが、この「できる」とはどのような意味ですか？

A 「事業の用に供することができる資産」であるということは、現に事業の用に供されている資産が含まれることはもちろんのこと、事業の用に供する目的をもって所有され、それが事業の用に供することができる状態にあるものも含まれますので、一時的に稼働を停止している遊休資産であっても、いつでも稼働できる状態であれば、固定資産税の課税対象となります。

2 償却済資産

Q 耐用年数を経過し、減価償却可能限度額まで減価償却が終わった減価償却資産も、固定資産税の課税対象である償却資産に該当しますか？

A 耐用年数を経過し償却済となった資産でも、現に事業の用に供することができる状態であれば、固定資産税の課税対象となります。なお、評価額の最低限度額は取得価額の5%となります。

3 大型特殊自動車

Q 固定資産税の課税対象となる大型特殊自動車の範囲は？

A 固定資産税の課税対象となる大型特殊自動車は、シヨベルカー、※フォークリフト(軽自動車税の対象となるものを除く)、除雪車、モーターグレーダー等があり、ナンバープレートを取得している場合、自動車登録番号の区分では、「0、00～09、000～099」及び「9、90～99、900～999」が該当します。

※ 大型特殊自動車と小型特殊自動車(軽自動車税の課税対象)の区別

下記の要件を一つでも満たす場合は、大型特殊自動車になります。

- (1)自動車の長さが4.7mを超えるもの (2)自動車の幅が1.7mを超えるもの
- (3)自動車の高さが2.8mを超えるもの (4)最高速度が15km/hを超えるもの

農耕作業用自動車については長さ・高さ・総排気量の基準はなく最高速度が35km/h以上のもの

なお、小型特殊自動車に該当する場合、軽自動車税の課税対象となりますので、固定資産税の課税対象とはなりません。

(自動車税、軽自動車税の課税対象となる資産については固定資産税の課税対象とはなりません。)

4 家庭用にも使用する備品類

Q 同一の備品(テレビ、ビデオ、ソファ等)を事業用にも家庭用にも使用している場合、これらの備品類に対して固定資産税は課税されますか？

A ご質問の備品は「事業の用に供することができる資産」ということができるため、事業用と家庭用の使用の割合に関係なく償却資産に該当し、固定資産税が課税されます。

しかし、自転車および荷車については、小売店等で事業用にも家庭用にも使用しているような場合、原則として非事業用の資産として取扱い、固定資産税は課税されません。

5 従業員の福利厚生のために供する資産

Q 会社の社宅のような福利厚生施設の設備・備品に対して固定資産税は課税されますか？

A 固定資産税の課税客体である償却資産は、事業者がその本来の業務として行っている事業に直接使用することができる資産に限定されるものではありません。事業者がその事業に直接的であると間接的であるとを問わず使用することができる資産はすべて償却資産に該当します。

事業者が従業員の利用に供するために設置している社宅、医療施設、食堂施設、娯楽施設等の福利厚生施設にかかる設備・備品についても、間接的にその事業の用に供するものであると認められるため、償却資産に該当し固定資産税が課税されます。

減価率及び減価残存率一覽表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 1-(減価率/2)	前年前取得 1-減価率			前年中取得 1-(減価率/2)	前年前取得 1-減価率
				31	0.072	0.964	0.928
2	0.684	0.658	0.316	32	0.069	0.965	0.931
3	0.536	0.732	0.464	33	0.067	0.966	0.933
4	0.438	0.781	0.562	34	0.066	0.967	0.934
5	0.369	0.815	0.631	35	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	36	0.062	0.969	0.938
7	0.280	0.860	0.720	37	0.060	0.970	0.940
8	0.250	0.875	0.750	38	0.059	0.970	0.941
9	0.226	0.887	0.774	39	0.057	0.971	0.943
10	0.206	0.897	0.794	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	41	0.055	0.972	0.945
12	0.175	0.912	0.825	42	0.053	0.973	0.947
13	0.162	0.919	0.838	43	0.052	0.974	0.948
14	0.152	0.924	0.848	44	0.051	0.974	0.949
15	0.142	0.929	0.858	45	0.050	0.975	0.950
16	0.134	0.933	0.866	46	0.049	0.975	0.951
17	0.127	0.936	0.873	47	0.048	0.976	0.952
18	0.120	0.940	0.880	48	0.047	0.976	0.953
19	0.114	0.943	0.886	49	0.046	0.977	0.954
20	0.109	0.945	0.891	50	0.045	0.977	0.955
21	0.104	0.948	0.896	51	0.044	0.978	0.956
22	0.099	0.950	0.901	52	0.043	0.978	0.957
23	0.095	0.952	0.905	53	0.043	0.978	0.957
24	0.092	0.954	0.908	54	0.042	0.979	0.958
25	0.088	0.956	0.912	55	0.041	0.979	0.959
26	0.085	0.957	0.915	56	0.040	0.980	0.960
27	0.082	0.959	0.918	57	0.040	0.980	0.960
28	0.079	0.960	0.921	58	0.039	0.980	0.961
29	0.076	0.962	0.924	59	0.038	0.981	0.962
30	0.074	0.963	0.926	60	0.038	0.981	0.962

耐用年数表

機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数(別表第1抜粋)

○建物附属設備

構造用途	細目	耐用年数
電気設備	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	15
給排水・衛生・ガス設備		15
冷暖房	冷暖房設備	13
通風	(冷凍機の出力22kW以下)	
ボイラー	その他のもの	15
昇降機	エレベーター	17
設備	エスカレーター	15
消火・排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		8
エアーカーテン又はドア自動開閉設備		12
アーケード	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
日よけ	その他のもの	8
店用簡易設備		3
可動間仕切り	簡易なもの	3
	その他のもの	15
前掲以外	主として金属製のもの	18
	その他のもの	10

○構築物

広告用	金属造のもの	20
	その他のもの	10
競技場用	ネット設備	15
運動場用	野球場、陸上競技場、ゴルフコース	30
遊園地用又は学校用のもの	その他のスポーツ場の排水その他の	
	土工施設	
緑化施設及び庭園	水泳プール	30
	工場緑化施設	7
舗装道路	工場緑化施設及び庭園(工場緑化施設に含まれるものを除く)	20
	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷、石敷	15
舗装路面	アスファルト敷、木れんが敷	10
	ビチューマルス敷	3
へい	鉄骨鉄筋・鉄筋コンクリート造	30
	コンクリート・コンクリートブロック造	15
	れんが造(その他のもの)	25
	石造	35
	土造	20
煙突	金属造	10
	鉄骨鉄筋・鉄筋コンクリート造	35
	れんが造(その他のもの)	25
	金属造	10

○車両及び運搬具(自動車を除く)

自転車及びリヤカー		2
フォークリフト		4
前掲以外	大型特殊自動車(総排気量3L以上の物)	5
	その他のもの	4

○工具

構造用途	細目	耐用年数
測定及び検査工具(電気又は電子を利用するものを含む)		5
治具・取付工具		3
ロール	金属圧延用	4
	なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロール その他のもの	3
型・鍛圧(打抜)工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型及び鑄造用型	2
	その他のもの	3
切削工具		2
金属製柱・カッペ		3
活字等	購入活字	2
	自製活字等に常用される金属	8

○器具及び備品

家具・電気機器及び家庭用品	事務机、いす、キャビネット	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	応接セット	
	接客業務のもの	5
	その他のもの	8
	ベッド	8
	児童用机及びいす	5
	陳列だな、陳列ケース	
	冷凍機付又は冷蔵機付のもの	6
	その他のもの	8
	その他の家具	
	接客業用のもの	5
	その他のもの	
	主として金属製のもの	15
その他のもの	8	
ラジオ、テレビ、テープレコーダーその他	5	
の音響機器		
冷房用又は暖房用機器	6	
冷蔵庫、洗濯機、その他類似の電気、ガス機器	6	
氷冷蔵庫、冷蔵ストッカー(電気式を除く)	4	
カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他	3	
これらに類する繊維製品		
じゅうたんその他の床用敷物		
小売業用、接客業務用、放送用、レコード	3	
吹込用、劇場用のもの		
その他のもの	6	
室内装飾品		
主として金属製のもの	15	
その他のもの	8	
食事又はちゅう房用品		
陶磁器又はガラス製のもの	2	
その他のもの	5	
その他		
主として金属製のもの	15	
その他のもの	8	

構造用途	細目	耐用年数	構造用途	細目	耐用年数
事務・通信機器	謄写機器及びタイプライター		娯楽又はスポーツ器具及び演劇用具	たまつき用具	8
	孔版印刷又は印書業用のもの	3		パチンコ器、ビンゴ器、その他類	2
	その他のもの	5		似の球戯用具、射的用具	
	電子計算機			碁、将棋、麻雀等遊戯具	5
	パーソナルコンピュータ(サーバー用のものを除く)	4		スポーツ具	3
	その他のもの	5		劇場用観客いす	3
	複写機、計算機(電子計算機を除く)、金銭登録機、タイムレコーダー、その他これらに類するもの	5		どんちょう、幕	5
	その他の事務機器	5		衣装、かつら、小道具、大道具	2
	テレタイプライター、ファクシミリ	5		その他のもの	
	インターホン、放送用設備	6		主として金属製のもの	10
時計・試験機器及び測定器	時計	10	前掲以外	その他のもの	5
	度量衡器	5		映画フィルム(スライドを含む)、磁気テープ、レコード	2
	試験又は測定機器	5		シート及びロープ	2
光学機器・写真器製作機器	オペラグラス	2		葬儀用具	3
	カメラ、映画撮影機、映写機、望遠鏡引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡、その他の機器	8		楽器	5
看板・広告器具	看板、ネオンサイン及び気球	3		自動販売機(手動式を含む)	5
	マネキン人形及び模型	2		焼却炉	5
	その他のもの			その他のもの	
容器・金庫	ポンペ			主として金属製のもの	10
	溶接製	6		その他のもの	5
	鍛造製		機械及び装置の耐用年数(別表第2抜粋)		
	塩素用のもの	8	設備の種類・細目	耐用年数	
	その他のもの	10	食料品製造業用設備	10	
	ドラムかん、コンテナ、その他の容器		製本業用設備	7	
	大型コンテナ(長さが6m以上のものに限る)	7	プラスチック製品製造業用設備	8	
	その他のもの		窯業又は土石製品製造業用設備	9	
	金属製のもの	3	金属加工機械製造設備	9	
	その他のもの	2	農業用設備	7	
理容又は美容機器	金庫		林業用設備	5	
	手さげ金庫	5	総合工事業用設備	6	
	その他のもの	20	通信業用設備	9	
医療機器	レントゲン、その他の電子装置使用機器		倉庫業用設備	12	
	移動式のもの、救急医療用のもの、自動血液分析器	4	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8	
	その他のもの	6	宿泊業用設備	10	
	消毒殺菌用機器	4	飲食店業用設備	8	
	手術機器	5	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13	
	調剤機器	6	機械式駐車設備	10	
	歯科診療用ユニット	7			
	光学検査機器				
	ファイバースコープ	6			
	その他のもの	8			
その他のもの					
陶磁器製、ガラス製のもの	3				
主として金属製のもの	10				
その他のもの	5				

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」
昭和40年3月31日 大蔵省令 第15号
中間の改正略
最終改正
平成25年3月30日 財務省令 第24号